

■p. 134 No. 7 解説（4）

解説を以下のように訂正いたします。

- （4） 普通地方公共団体の議会の調査権について枝文の旨規定されている（自治法 100 条 1 項）。出頭又は記録の提出を請求された者が、正当な理由がないのに出頭若しくは記録を提出せず、又は証言を拒否した場合には、6 月以下の禁錮又は 10 万円以下の罰金に処され（同条 3 項）、宣誓をした関係人が虚偽の陳述をした場合には、3 月以上 5 年以下の禁錮に処される（同条 7 項）。

なお、解答に変更はありません。

■p. 139 No. 11 問題（3）

誤：職員は、その属する地方公共団体の区域外において、

正：職員は、その属する地方公共団体の区域内に限り、

解答及び解説に変更はありません。

■p. 141 No. 12 解説（2）

誤：自治法 30 条から 38 条の

正：公務員法 30 条から 38 条の

■p. 219 No. 68 解答・解説（1）及び正解

解答を以下のとおり訂正します。

誤：（1）正しい。

正：（1）誤り。

解説を以下のとおり訂正します。

誤：自らの管轄区域に影響を与える事案であることが必要とされる。

正：自らの管轄区域に影響を与える事案であることを必要としない。本条は影響がなくても行使できる点に意味がある。

上記の訂正に伴ない、正解を以下のとおり訂正します。

誤：正解（３）、（４）

正：正解（１）、（３）、（４）

■ p. 446No. 9 (5) 2行目以降

「令状なくして住居等に立ち入って検視をし、必要があれば、～できる。」を  
「令状なくして住居等に立ち入って検視をすることができる。」へ変更。

■ p. 447No. 9 (5) 解説 6行目以降

「また、検視における死体の検査は、～できる」までを削除。